

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成21年10月19日

支出負担行為担当官

中部地方整備局 富田 英治

1 工事概要

- (1) 工事名 平成21年度 道路管理情報システム更新工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 名古屋市千種区松軒1-1002外1箇所
- (3) 工事内容 道路管理情報システム 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成22年3月26日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型Ⅱ型）の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における通信設備工事の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成8年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成8年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。
 - ① 同種工事：情報処理設備のうち、道路管理に必要な道路情報処理設備工事を元請けとして施工した実績を有すること。
- (5) 当該設備の設計管理、工程管理、検査・試験に関する自らの、あるいは当該設備の調達先メーカーの体制と能力を有すること。
又、当該設備の障害時の支援体制、補修部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制（以下、「アフターケア体制」という。）を確保していること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 技術士（電気電子部門）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
 - ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成19年4月1日から平成21年3月31

日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。

- (9) 上記 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、中部地方整備局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ② 資料で示された実績等により最大15点の加算点を与える。
- ③ (2)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

- ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
 - (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
 - (イ) 企業の能力に関する事項
 - (ウ) 技術者の能力に関する事項
 - (エ) 企業の信頼性に関する事項

※ (ア) の項目で最大30点、(イ) から (エ) の3項目で最大15点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = $\{(標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / (入札価格)\}$ ）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第1係
電話 052-953-8138 (直通)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」

入札説明書の交付期間：別表1.①のとおり

なお、入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4.(1)の担当部局

まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間：別表1.②のとおり

(3) 申請書及び資料（以下「技術資料」という。）の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）すること。

電子入札システムによる受付期間：別表1.③のとおり

技術資料書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所：

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館

中部地方整備局 総務部 契約課 契約第1係

電話 052-953-8138

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1.④のとおり

② 紙により持参の場合は、上記①の受付期間までに中部地方整備局総務部契約課へ持参すること。

③ 開札は、中部地方整備局総務部契約課にて別表1.⑤に示す期日において行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(3)により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約後VEの提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。

(7) 調査基準価格を下回った価格をもつて契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者の配置を求めことがある（入札説明書参照）。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予

定の有無 無。

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により技術資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 技術資料等の内容のヒアリング
技術資料等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (13) 施工体制確認のヒアリング
入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (14) 技術資料等に対する留意事項
技術資料等の提出がない場合など技術資料等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (15) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (16) 詳細は、入札説明書による。
- (17) 支店又は営業所の確認
競争参加資格において、5(18)に示す区域内に支店又は営業所が所在する（本店の場合を含まない）ことにより競争参加資格を有した上で落札者となった者は、5(18)に示す区域内の建設業法に基づく支店又は営業所のうち、いずれかの支店又は営業所に関する資料を契約締結までに提出すること。契約締結までに資料提出ができない場合は契約締結は行わない。なお、提出資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。詳細は入札説明書による。
- (18) 本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成21年10月19日から平成21年11月16日まで
②	図面、仕様書等の交付期間	平成21年10月19日から平成21年11月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	技術資料等の受付期間	平成21年10月20日から平成21年10月26日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札の受付期間	平成21年11月13日10時00分から平成21年11月16日12時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札日時	平成21年11月17日16時00分

入札説明書

【平成21年10月27日訂正版】

中部地方整備局の平成21年度 道路管理情報システム更新工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成21年10月19日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治
愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成21年度 道路管理情報システム更新工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 名古屋市千種区松軒1-1002外1箇所
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成22年3月26日まで
- (5) 使用する主要な資機材 道路管理情報設備（中部地区道路災害情報システム、道路管理システム（GIS）他、計14台）
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型II型）の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
- (10) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方策を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンピング対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。

なお、上記取り組み内容の詳細については、

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「建設関係情報」－「公共工事の品質確保に関するページ」－「品質確保への取り組み」－「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。

(11) その他

- ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課 契約第1係
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
電話 052-953-8138 ファクシミリ 052-953-8199
- ・受付時間：10時～16時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。
- ② 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成8年度以降に、元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

平成8年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事の要件を満たす情報処理設備について、自ら品質管理・検査を含めた据付調整の工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成8年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

① 同種工事：情報処理設備のうち、道路管理に必要な道路情報処理設備工事を元請けとして施工した実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 技術士（電子電気部門）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 監理技術者資格者証（通信設備工事）を有する者又は総合技術監理部門の技術士（技術士法による2次試験のうち、選択科目を電気電子部門に係る者に限る。）の資格を有する者
- ・ 電気通信主任技術者免状の交付を受けた後、通信設備工事に関し5年以上の実務経験を有する者
- ・ 電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下に示す期間以上の通信設備工事実務経験を有する者

高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）	5年以上
-----------------------	------

高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）	3年以上
--------------------------	------

大学（旧大学令による大学を含む）	3年以上
------------------	------

- ・ 10年以上的通信設備工事の実務経験を有する者

なお、配置予定技術者を監理技術者とした場合、配置予定技術者は監理技術者資格証を有するものとする。

② 1人の者が上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員としての経験は除く。）。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。）

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあっては、一人で(5)①の基準を満たし、上記(4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の(5)①の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(5)①の基準を満たし、上記(4)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理

技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑤ 配置予定技術者は、据付現場での監理（又は主任）技術者（経常建設共同企業体にあっては、据付現場での全ての構成員の配置予定技術者）とする。なお、現場据付時期は平成22年3月頃を予定しており、配置予定技術者は当該時期から専任できるものであること。

(6) 当該設備の設計管理、工程管理、検査・試験に関する自らの、あるいは当該設備の調達先メーカーの体制と能力を有すること。

又、当該設備の障害時の支援体制、補修部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制（以下、「アフターケア体制」という。）を確保していること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。

(9) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。また、上記の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

・なし

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、26.(14)に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(9)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・なし

(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通)

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び、資料（以下「技術資料等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.（2）の認定を受けていない者も次に従い技術資料等を提出することができる。この場合において、4.（1）及び（3）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4.（2）に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに技術資料等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術資料等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：別表1.①のとおり
- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1及び別記様式2、3、4、）を添付し提出すること。ただし、技術資料等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）若しくは電送（締切日時必着）で提出すること。郵送若しくは電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送若しくは電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送若しくは電送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書、資料として送信すること。

1. 郵送若しくは電送する旨の表示
2. 郵送若しくは電送する書類の目録
3. 郵送若しくは電送する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送若しくは電送の場合の送付先は下記とする。

中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

電話 052-953-8138 ファクシミリ 052-953-8199

- ③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・一太郎	2007以下
・Microsoft Word	2002以下
・Microsoft Excel	2002以下
・その他のアプリケーション	PDFファイル Acrobat 6以下 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式 圧縮ファイル LZH形式

紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
- ② 受付場所：中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

〒052-953-8138 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

電話 052-953-8138 (直通)

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)、「配置予定技術者の資格・工事経験」(別記様式3)に記載する工事は、評定点合計が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。評定点合計が65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

① 施工実績(別記様式2)

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員の4.(4)に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定の技術者(別記様式3)

(ア) 4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載する事。経常建設共同企業体にあっては、構成員の何れかから専任で配置する、4.(5)①の基準を満たし4.(4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(5)①の基準を満たした技術者を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人(最大3名を限度)・経常建設共同企業体にあっては各構成員に対し最大3名を限度)の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者の内、資格・実績等が一番低いと判断される者で評価する。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

(イ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由:技術者の重複により)を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更(18.で後述)できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事、②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、「工事実績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び「工事実績情報システム(CORINS)」にて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)について、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績)が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 製作体制と能力及びアフターケア体制

当該設備の設計管理、工程管理、検査・試験に関する製作の体制と能力を別記様式4に記載し、次の資料を添付すること。

ア) 体制を証明する資料

当該設備の設計管理、工程管理、検査・試験の各部署の組織表又は元請け業者として主体的に関与したことが証明出来る書類

イ) 能力を証明する資料

当該設備の設計管理、工程管理、検査・試験に係る I S O認証書の写し又は設計管理、工程管理、検査・試験に関する資料、検査・試験に関するマニュアル。

また、当該設備の障害時の支援、補修部品の供給、発注者からの技術的内容についての問い合わせに関するアフターケア体制を別記様式－4に記入し、次の資料を添付すること。

⑤ 地域貢献（災害復旧・ボランティア）の実績

災害復旧等で中部地方整備局長から表彰された企業、中部地方整備局の事務所長（管理所長）から感謝状が与えられた企業及び、中部地方整備局管内で道路・河川行政に係る地域ボランティア活動により中部地方整備局の事務所長（管理所長）又は各自治体の長から表彰や感謝状を与えられた企業については、その表彰状又は感謝状の写しを添付すること。

⑥ 継続教育（C P D）単位の取得状況

配置予定の技術者が、建設系C P D協議会等に加盟する団体が発行するC P D（継続教育）の単位を取得している場合は、平成19年4月1日から平成21年3月31日（平成19・20年度）の期間中に取得した単位が証明できる書類を添付すること。

(4) 技術資料作成説明会

技術資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するものとするが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者の内、技術資料、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① 日 時 : 別表1.⑥のとおり

② 場 所 : 〒460-8514

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

中部地方整備局 企画部 情報通信技術課

電話 052-953-8157

③ 資料の提出 : 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙を参照のこと。）に満たない者に対しては、入札書として提出される技術資料に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求める事となる追加資料及び審査方法の概要は、別紙のとおりとし、その提出は、別表1.⑦に示す期日までに行うものとするが、別紙の追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙を参照のこと）に満たない者に対しては、下記11. (3)の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記11. (3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。

・提出期限 : 別表1.⑧のとおり

・提出場所 : 6. に同じ

・提出方法 : 原則として持参とする。（場合によっては、郵送又は電送による提出も可）

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

④ そ の 他 : 施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は配置予定技術者とする。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効となることがある。審査方法の概要は別紙のとおり。

(6) 技術資料等に対する審査等

技術資料等に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査会において行うものとするが、V E評

- 価は実施しない。また、評価の基準日は別表1.⑨に示す基準日にて評価するものとする。
- (7) 技術資料等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）など技術資料等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (8) 競争参加資格の確認は、技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表1.⑩に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (9) 競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。
- (10) その他
- ① 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 支出負担行為担当官は、提出された技術資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された技術資料等は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
 - ⑤ 技術資料等に関する問い合わせ先
 - (1)、(2)及び(8)に関して・・・・6. に同じ。
 - (3)から(7)、(9)及び(10)に関しては次による。

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
中部地方整備局 企画部 情報通信技術課
電話 052-953-8157

8. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：別表1.⑪のとおり
 - ② 提出場所：6. に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが、郵送又は電送等によるものは受け付けない。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表1.⑫に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ② 資料で示された実績等により最大15点の加算点を与える。
- ③ 9. (2)の評価項目について、9. (3)①の表で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

なお、入札価格（VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減額が9. (3)①の資料において明らかにされたときは、コスト縮減金額として中部地方整備局長が認めた金額を当該入札価格に加えた価格）が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、機器単体費については69%、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費（含む機器間接費）については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

総合評価落札方式に関する詳述は、(別添資料2)「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を(2)以下に示す。

(2) 評価項目

各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。

(ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

(イ) 企業の能力に関する事項

(ウ) 技術者の能力に関する事項

同種工事の実績、工事成績、継続教育(CPD)単位の取得状況により評価

(エ) 企業の信頼性に関する事項

各種表彰・不誠実な行為等により評価

(3) 入札の評価に関する基準及び得点配分

①施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	／15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	／15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

②本工事の総合評価に関する加算点は以下のとおり付与する。

評価項目			加算点 (下記に示す点数の範囲で付与)
施工の信頼性	企業の能力	工事成績(※過去2年の中部地整実績の平均点により評価)	15点
	技術者の能力	継続教育(CPD)単位の取得状況	
		同種工事の施工実績	
		工事成績(配置予定技術者が提出した実績(成績)を評価)	
企業の信頼性	下表③参照		
合計加算点の最大値			15点

※工事別、過去2年の平均点の考え方は以下のとおり

(ア) 過去2年とは、平成19年度・平成20年度に完了した工事を対象とする。

(イ) 当該工種がA s舗装、C o舗装の場合は、双方を合算した平均点とする。

(ウ) 当該工種が鋼橋上部工事の場合は、鋼橋上部及び機械設備の水門の双方を合算した平均点とする。

(エ) 官庁営繕に係る工事においては、建築、木造建築、プレハブ建築、電気設備(営繕)、暖冷房衛生設備、機械設備(営繕)の実績を合算した平均点とする。

(オ) 上記(イ)～(エ)によらない工種については、上記(イ)～(エ)を除く全て工種(港湾空港関係を除く)を合算した平均点とする。

(カ) 過去2年の実績が無い業者については、『65点』の見なし点数とする。

(キ) 過去2年の実績が1工事のみの業者については、その成績に65点を加え2で除した点数とす

る。ただし、1工事のみの成績が65点未満の業者については、その措置を行わない。

(ク) 上記により算出された平均点は、少数第2位切捨とする。

③企業の信頼性の評価項目及び加算点付与は以下のとおりとする。

評価項目		評価の内容	期間	評価	備考
①	技術者表彰 (過去2年間)	配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所(管理所長)より優良技術者表彰を受けた場合に評価。	表彰月の翌月から2年後の表彰月	最大2点	最大5点まで加算
②	優良工事表彰 (過去2年間)	企業が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より優良工事表彰を受けた場合に評価。	表彰月の翌月から2年後の表彰月	最大3点	
③	安全表彰 (過去2年間)	企業が中部地方整備局長より安全表彰を受けた場合に評価。	表彰月の翌月から2年後の表彰月	最大1点	
④	その他表彰 (過去2年間)	企業が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)よりその他表彰を受けた場合に評価。	表彰月の翌月から2年後の表彰月	最大1点	
⑤	災害復旧等の地域貢献	災害復旧等で中部地方整備局長から表彰された企業は全事務所(管理所)で加算評価。 災害復旧等で中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)から感謝状が与えられた企業(表彰企業も含む)は県単位の事務所で加算評価。	表彰日より2年間	最大1点	
⑥	ボランティアによる地域貢献	中部地方整備局管内で道路・河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局の事務所長(管理所長)及び地方自治体の長から表彰や感謝状が与えられた企業は県単位の事務所で加算評価する。	表彰日より2年間	最大1点	
⑦	事故等による安全対策 ※1	中部地方整備局の発注工事で施工中の事故等により営業停止・指名停止・口頭注意・文書注意を受けた場合はマイナス評価とする。	営業停止又は指名停止期間処置後の3~6ヶ月 文書注意後2ヶ月 口頭注意後1ヶ月	マイナス3点	
⑧	贈賄等による指名停止等 ※1	中部地方整備局管内で贈賄等により営業停止を受けた企業又は中部地方整備局から贈賄等により指名停止・文書注意・口頭注意を受けた企業はマイナス評価とする。	営業停止又は指名停止期間処置後の3~6ヶ月 文書注意後2ヶ月 口頭注意後1ヶ月	マイナス3点	

※1：事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故、過失による粗雑工事をいう。

※2：贈賄等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為をいう。

(4) 落札者の決定

① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値 = {(標準点+施工体制評価点+加算点) / (入札価格)})を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 発注者の設定している標準案を満足すること。

(ウ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間：別表1.②のとおり

持参する場合は、別表1.②に示す上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

② 提出場所：6.に同じ。

- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより質問した者については、電子入札システムにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。
- ① 期間：別表1.③のとおり
- ② 場所：6.に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1.④のとおり。
- (2) 持参による入札の場合の受付期間は、別表1.④に示す上記(1)の期間の休日を除く毎日、10時から16時において、中部地方整備局 総務部 契約課へ持参すること。
- (3) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表1.⑤に示す日時において行う。
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行する場合がある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。
- (4) 電子入札システムで落札者がいるときの随意契約（以下「不落隨契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
- ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
- ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。
- 不落隨契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。
- 工事費内訳書の様式は別記様式5を参照すること。
- ① 電子入札方式の場合
- (ア) 提出方法：工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出

ボタンの押下を行う。

(イ) 郵送について：工事費内訳書のファイル容量が1MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
- 2) 郵送等する書類の目録
- 3) 郵送等する書類のページ数
- 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は6.に同じ。

(ウ) ファイル形式：電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7.(1)(3)と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、提示された技術資料等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とともに、加算点についても零点とする場合がある。

(3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合

	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱われるこ。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9.(4)により決定するものとする。

なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」(別添資料2)による。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19.(1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次(①～⑤)に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額（含む機器間接費）に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- ⑤ 機器単体費の額に10分の8.3を乗じて得た額

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- ③ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ④ 上記③において途中交代を認める際の現場対応。
 - ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事

経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
- ・ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（機器単体費については69%、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費（含む機器間接費）については70%、一般管理費については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

（特別重点調査の詳細については、中部地方整備局ホームページ：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」を参照すること。）

また、施工体制確認型において、ヒアリングで求める追加資料に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

(2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、4.(5)に定める要件と同一の要件（4.(5)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前金払	選択事項	
	中間前金払	部分払
有	無	0回

22. 火災保険付保の要否 : 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

24. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、

再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：

中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

電話 052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）

時間 10時～16時まで（休日を除く）

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. 同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 契約後VEの提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7. (6)に記載する評価項目に関する内容は対象としない。

- (6) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望（請負者が共同企業体である場合は、すべての構成員が認証取得者であること。）するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認する場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る次の書類
 - (イ) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し。
 - (ロ) (イ)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- (7) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。
- (8) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホーム

ページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (9) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。
「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
　　電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514
　　電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
　　ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6.、上記 7. (10)へ連絡すること。
- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (12) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (13) 競争参加資格において、26.(14)に示す区域内に支店又は営業所が所在する（本店の場合を含まない）ことにより競争参加資格を有した上で落札者となった者は、26.(14)に示す区域内の建設業法に基づく支店又は営業所のうち、いずれかの支店又は営業所に関する次の全ての資料を契約締結までに提出すること。契約締結までに資料提出ができない場合は契約締結は行わない。なお、提出資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。
①26(14)に示す区域内に所在する支店又は営業所（本店を含まない）の名称及び住所（A4判、代表者記名押印・様式自由）
②支店又は営業所の専任技術者の常勤状況を示す資料として、契約前直近3ヶ月分（着任後3ヶ月に満たない場合は当該期間分）の出勤簿、タイムカード又は業務日報等（専任技術者とは「建設業許可事務ガイドラインについて（H13.4.3）」【第7条関係】2. 専任技術者について（第2号）に規定）
③支店又は営業所の活動状況を示す資料として、電気及び水道の使用量の状況が確認できる、契約前直近3ヶ月分（開設後3ヶ月に満たない場合は当該期間分）の検針票又は請求書等
④支店又は営業所の所在状況を示す資料として、外観（看板、建設業法第40条に定める標識を含めること）及び事務スペース等を収めた写真
- (14) 4. (11)に示す本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	技術資料等の提出期間	平成21年10月20日から平成21年10月26日まで 10時～16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
②	入札説明書に対する質問の受領期間	平成21年10月20日から平成21年11月9日まで
③	入札説明書の質問に対する回答閲覧期間	平成21年11月13日から平成21年11月16日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成21年11月13日10時00分から平成21年11月16日12時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札日時	平成21年11月17日16時00分
⑥	施工体制確認のためのヒアリング期間	平成21年11月18日から平成21年11月19日まで 【追加資料の提出を求める場合】 平成21年11月24日から平成21年11月25日まで
⑦	施工体制確認のための追加資料提出の期限日	平成21年11月20日 16時まで
⑧	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の提出期限日	平成21年11月19日 16時まで

⑨	競争参加資格の審査及び評価の基準日	平成21年10月26日時点
⑩	競争参加資格の有無の結果の通知日	平成21年11月5日まで
⑪	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日	平成21年11月12日 16時まで
⑫	競争参加資格が無いと認めた者等からの説明要求に対する回答期限日	平成21年11月19日まで

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

印

平成21年10月19日付けで公告のあった平成21年度 道路管理情報システム更新工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1). 入札説明書 7. (3)①に定める施工実績を記載した書面
- 2). 入札説明書 7. (3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3). 入札説明書 7. (3)③に定める契約書の写し
- 4). 入札説明書 7. (3)④に定める製作体制と能力及びアフターケア体制を記載した書面
- 5). 入札説明書 7. (3)⑤に定める感謝状の写し [該当がある場合のみ]
- 6). 入札説明書 7. (3)⑥に定める継続教育状況が証明できる書類の写し [該当がある場合のみ]

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

○○市○○区○一〇一〇
○○○建設株式会社
代表取締役○○ ○○ 印
(又は○○支店長 ○○○○)

平成21年度 道路管理情報システム更新工事

競争参加資格確認資料

等級区分 通信設備工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 ○○一〇〇〇〇

連絡先 氏名：
電話：

標記について、平成21年10月19日付けで公告のありました「平成21年度 道路管理情報システム更新工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の合計容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）若しくは電送（締切日時必着）で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

同種工事の施工実績

会社名 :

- ・同種工事 : 情報処理設備のうち、道路管理に必要な道路情報処理設備工事を元請けとして施工した実績を有すること。

競争参加資格		(同種)・類似	
工事名称等	工事名称		評定点 点
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受注形態等	単体 / JV (出資比率)	
工事概要	道路情報設備	道路管理システム○×サーバ ○台	
C O R I N S 登録の有無		有 (C O R I N S 登録番号) · 無	

注 1) 同種・類似の区分について、いずれかに○を付す。

注 2) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注 3) C O R I N S 登録を「有」に○した場合は、C O R I N S 登録番号を記載すること。

注 4) C O R I N S 登録を「無」に○した場合は、当該工事の契約書の写しを添付すること。

注 5) C O R I N S に登録無き工事及びC O R I N S にて工事内容が確認できない工事（簡易C O R I N S で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

注 6) 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が有する入札説明書に掲げる実績を、それぞれ記載すること。なお、1枚につき1社の記載とし、複数枚使用する場合は、本用紙を複写して使用すること。

注 7) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しが完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点とみなす。

なお、中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を受け、写しを添付すること。郵送による受領・送付は行わないため、申請にあたっては事前に以下に連絡すること。

工事成績確認書の交付に関する問い合わせ窓口

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8131

頁／総頁

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：○○○建設株式会社

配置予定者の氏名		主任（監理）技術者 ○○ ○○（フリガナを記載）		
最終学歴		学校名 学科名 00年卒業		
法令による資格・免許		技術士(電気電子部門) 00年00月取得（登録番号：0000） (指定建設業) 監理技術者資格者証 00年00月当初交付（現在の交付番号：0000） ----- 実務経験 ○年以上（実務経験による資格の場合に記入） ※実務経験による参加資格の場合は、その経験が証明できる資料を添付すること		
工事名称等	同種又は類似の区分	（同種）・類似		
	工事名称		評定点	点
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
	契約金額			
	工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
	従事役職			
	工事内容	} 同種又は類似工事が確認できる 内容を記載のこと。		
	受注形態等	単体 / JV (出資比率)		
	CORINSへの登録	有()	・	無
工事名称				
発注機関名				
工期				
従事役職				
本工事と重複する場合の対応措置				
CORINSへの登録	有()	・	無	
優良技術者表彰の有無	有()	・	無	
施工体制確認のためのヒアリング対象者／非対象者 リンク対象者区分	ヒアリング対象者／非対象者			

注 1) 同種・類似の区分について、いずれかに○を付す。

注 2) 施工体制確認のためのヒアリング対象者の区分について、配置予定技術者を複数名とする場合に、いずれかに○を付すこと。

注 3) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。

無に○を付した場合は契約図書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付すること。

CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

注 4) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員としての経験は除く

注 5) 優良技術者表彰の有無について、平成20年度または21年度に中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）において技術者表彰を受賞した場合は、有に○を付し、従事していた工事名を記載すること。受賞していない場合は無に○を付すこと。

注 6) 従事した工事経験を1件記載する事。また、複数の技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成すること。

注 7) 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載すること。なお、入札説明書4.(5)①の基準を満たし、4.(4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外は同種・類似工事の実績を記載する必要はない。

注 8) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するものについては監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を提出すればよい。

注 9) 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

注10) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しが完了したことを証明する書類を添付することとし、その場合においては、評定点を6.5点と見なす。

なお、中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式2注7)に従い、再交付の申請をすること。

会社名 :

1. 設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制と能力

項目		記載する内容
設計管理	設計担当部署	住所 ○○○○ 名称 ○○○○ 電話番号 0000-0000-0000 (設計部署組織表を添付)
	I S O認証の有無	ISO*** (別紙写しのとおり)
工程管理	工程管理担当部署	住所 ○○○○ 名称 ○○○○ 電話番号 0000-0000-0000 (設計工程管理部署組織表を添付)
	I S O認証の有無	ISO*** (別紙写しのとおり)
検査・試験	検査・試験担当部署	住所 ○○○○ 名称 ○○○○ 電話番号 0000-0000-0000 (設計検査・試験部署組織表を添付)
	I S O認証の有無	ISO*** (別紙写しのとおり)

※各項目の体制が自社会社名と異なる場合は、契約関係を示す書類を添付すること。

2. アフターケア体制

項目		記載する内容
障害時の支援体制	支援担当部署	住所 ○○○○ 名称 ○○○○ 電話番号 0000-0000-0000 (支援部署組織表を添付)
	24時間連絡体制 他社に委託している場合	電話番号 0000-0000-0000 契約書の写しを添付
補修部品の供給体制	補修部品の供給担当部署	住所 ○○○○ 名称 ○○○○ 電話番号 0000-0000-0000 (補給部署組織表を添付)
	他社に委託している場合	契約書の写しを添付
技術的内容への問い合わせ体制	技術的内容への問い合わせ担当部署	住所 ○○○○ 名称 ○○○○ 電話番号 0000-0000-0000 (担当部署組織表を添付)

※各項目の体制が自社会社名と異なる場合は、契約関係を示す書類を添付すること。

総合評価落札方式の内容

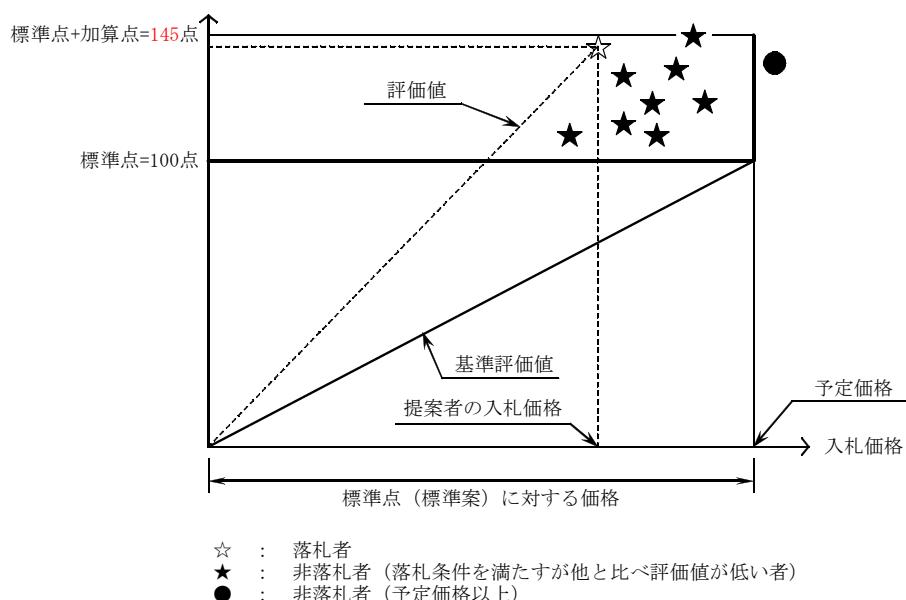
1. 総合評価落札方式（簡易型II型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型II型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、入札説明書9.(3)入札の評価に関する基準により点数を付与する方式である。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



$$\text{基準評価値} = \text{標準点 (100点)} / \text{予定価格}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点+加算点}) / \text{入札価格}$$

予定価格=発注者が設定した工事費

入札価格=各入札参加者の見積工事費

※ (標準点+加算点) の評価点の合計は、100点を下限値とする。

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最大の者を落札者とする。

- a. 入札価格≤予定価格
- b. 入札参加資格を満たすこと（標準点以上）
- c. 評価値≥基準評価値

※ 条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

3. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定（入札参加者が10社の場合の例）

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15.00	115.00	1.4700	78.2312	3
②	100	12.25	112.25	1.7500	64.1428	9
③	100	28.00	128.00	1.5500	82.5806	☆ 1
④	100	16.25	116.25	1.8000	64.5833	8
⑤	100	18.00	118.00	1.7100	69.0058	6
⑥	100	15.50	115.50	1.4100	81.9148	2
⑦	100	30.00	130.00	1.8500	70.2702	5
⑧	100	0.00	100.00	1.4000	71.4285	4
⑨	100	30.00	130.00	2.3000	—	注1
⑩	100	21.50	121.50	1.8000	67.5000	7

- ・注1：予定価格を超過
- ・☆：落札者
- ・予定価格=2.0(億円) 基準評価値=50.0000
- ・加算点、評価値については、少数第5位切り捨て。

別記様式 5

(用紙A4版)

平成 年 月 日

中部地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事費内訳書

工事名：

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次（①～⑤）に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費（含む機器間接費）の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- ⑤ 機器単体費の額に10分の8.3を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材（機器※を含まない）購入予定先一覧（様式8-2）
※機器とは工事数量総括表の内、電子応用設備（機器）に示したものという。
 - ・機械リース元一覧（様式9-2）
 - ・労務者の確保計画（様式10-1）
 - ・工種別労務者配置計画（10-2）
 - ・建設副産物の搬出地（様式11）
 - ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
 - ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
 - ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
 - ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
 - ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
 - ・安全衛生管理体制（点検計画（様式14-2）
 - ・施工体制台帳（様式16）
 - ・他社へ製作委託又は購入を予定する機器の一覧（様式-機器単体費1）
 - ・手持ち機器の活用を予定する機器の一覧（様式-機器単体費2）
 - ・自社で製作を予定する機器の一覧（様式-機器単体費3）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書等（入札書及び工事費内訳書）、本文7(5)の施工体制確認のためのヒアリング、上記2(1)の追加資料及び入札書等をもとに、次の各項目について行う。なお、2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の

内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、機器単体費については69%、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費（含む機器間接費）については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 必要とする機器の製作・調達を確実に行うことが可能と認められるか
(様式一機器単体費 1, 2, 3)
- ② 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11, 12）
- ③ 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1, 14-2）
- ④ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1, 13-2, 13-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされることとなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式4, 16）
- ② 当該工事を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8-2, 9-2, 10-1, 10-2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式5）

(様式一機器単体費 1)

他社への製作委託又は購入を予定する機器の一覧

(様式一機器単体費 2)

手持ち機器の活用を予定する機器の一覧

(様式一機器単体費 3)

自社で製作を予定する機器の一覧

(様式4)

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 至 年 月
----	----------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

(様式5)

配置予定技術者名簿

(様式 8-2)

資材購入予定先一覧

(様式 9-2)

機械リース元一覧

(様式10-1)

労務者の確保計画

(様式10-2)

工種別労務者配置計画

(様式11)

建設副産物の搬出地

(様式12)

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

品 名	運搬予定者	規格・ 型式	単位	数 量	使用予定量 (台数)	受入れ予定箇所 又は 工事理由	運搬距離 (km)	運搬予定者への 支払予定額 (円/日・台当り)	備 考
○○	○○建設	Dt10 t	m3	1,000	182台	○○処分場	2km	4,000	
○○殻	○○運送	Dt10 t	m3	100	24台	□□再処理施設	25km	40,000	
矢板	○○運輸	Dt10 t	m3	30	8台	仮囲いの設置	15km	25,000	
.....	

(様式13-1)

品質確保体制(品質管理のための人員体制)

(様式13-2)

品質確保体制(品質管理計画書)

(様式13-3)

品質確保体制(出来形管理計画書)

(様式14-1)

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

(様式14-2)

安全衛生管理体制(点検計画)

(様式16) [標準様式]

年 月 日

施工体制台帳

【会社名】 _____
 【事業所名】 _____

建設業 の許可	許可業種	許可番号			許可(更新)年月日			
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日

工事名称 及び工事 内容								
発注者名 及び住所	〒							
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日		契約日	年 月 日			

契約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督 員 名		権限及び意見 申出方法	
---------------	--	----------------	--

監 督 員 名		権限及び意見 申出方法	
現 场 代 理 人 名		権限及び意見 申出方法	
監 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	

【下請負人に関する事項】

会社名		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称及び工事内容	〒 (- - -)		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣知事 特定一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣知事 特定一般 第 号	年 月 日

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見 申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

(様式2-1)

積算内訳書①

(様式 2-2)

内訳書に対する明細書②

平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事成績確認申請書

中部地方整備局
企画部 技術管理課長 殿

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

記

工 事 名 : 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期 : 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
請 負 者 名 : 〇〇〇〇 株式会社 (現「△△ 株式会社」)
請負金額(最終) : □□□, □□□, □□□. 円

工事成績確認書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中部地方整備局
技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

平成21年10月27日訂正箇所

P21 別記様式4

1. 設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制と能力 の枠内

「項目／工程管理」の「記載する内容」欄

訂正前：「設計部署組織表を添付」

訂正後：「工程管理部署組織表を添付」

「項目／検査・試験」の「記載する内容」欄

訂正前：「設計部署組織表を添付」

訂正後：「検査・試験部署組織表を添付」

現 場 説 明 書

1. 工事名 平成21年度 道路管理情報システム更新工事

2. 現場説明会 本工事内容は、入札説明書、工事請負契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について

(1) 質問書提出期限 平成21年10月20日から平成21年11月9日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

(2) 質問書提出場所 中部地方整備局総務部契約課

(3) 回答書閲覧期間 平成21年11月13日から平成21年11月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

(4) 回答書閲覧場所 中部地方整備局総務部契約課

4. 低入札価格調査対象工事における別に配置を求める技術者について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。ただし、予定価格が1億円未満の工事の場合においては、契約の相手方が中部地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官等に通知することとする。

5. 低入札価格調査対象工事における前金払の縮減について

低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

説明事項

1. 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 落札者の決定について

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 号（同令第 98 条において準用する場合を含む。）の基準がある。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者となる場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

3. 契約の保証について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。
 - ① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - イ 保管金領収証書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「中部地方整備局歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課国土交通事務官 前中 稔章」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
 - 二 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - ホ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
 - イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「中部地方整備局取扱主任官総務部会計課長補佐 前中 稔章」と記載するように申し込むこと。
 - ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
- 二 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ホ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入を行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には「支出負担行為担当官中部地方整備局長 富田 英治」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されること。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

リ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、支出負担行為担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官中部地方整備局長 富田 英治」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

ト 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官中部地方整備局長 富田 英治」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- ホ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。
- ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
- チ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付きなくてもよいものとする。
- 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合
4. 中間前金払と既済部分払の選択について
- 請負代金額が 1,000 万円以上であって、かつ、工期が 150 日以上の工事（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、いずれかの年度の出来高予定額が 1,000 万円以上であって、かつ、その年度の工事実施期間が 150 日以上の工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。なお、その選択については、落札決定後、工事請負契約書の案を提出するまでに申し出るものとし、その後においては変更することはできない。
- また、当該工事は、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の申請を行う（工事の完了が見込まれる年度に限る）ことが可能な工事であるが、中間前金払又は既済部分払が支払われたものについては、申請ができない。
- なお、債権譲渡申請が承諾された以降は、中間前金払や既済部分払を請求することができず、その後においては変更することができない。
5. 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について
- 工事請負契約書第 35 条第 3 項（第 40 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。
6. 工事請負契約書案について
- (1) 頭書の「6 調停人」関係
- 発注者と請負者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。
- (2) 第 18 条、第 19 条関係
- 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行う。
- (3) 第 25 条関係
- 一 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が 2 月以上ある場合に行う。
- 二 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライドの請求があった日から起算して 14 日以内で発注者が請負者と協議して定める日において、監督職員が確認する。この場合において、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。
- (4) 第 29 条関係
- 一 第 4 項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- 二 1 回の損害額が当初の請負代金額の 5 / 1000 の額（この額が 20 万を超えるときは、20 万円）に満たない場合は、第 4 項の「当該損害の額」は 0 として取扱う。
- (5) 第 34 条関係

- 一 既済部分払を選択した場合には、中間前払金の支払請求はできない。
- 二 中間前払金に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の1／2（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の1／2）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも1／2（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の1／2）以上である場合に行うものとする。

(6) 第35条関係

第2項において、第34条第6項の規定により、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下回らない額とする。

(7) 第37条関係

中間前金払を選択した場合には、既済部分払金の支払請求はできない。

(8) 第39条関係

- 一 各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

平成	年度	%
----	----	---

- 二 各会計年度の請負代金額の支払限度額及び出来高予定額は、契約書を作成するときまでに落札者（又は契約の相手方）に通知する。

(9) 第40条関係

前払金の条件は次のとおりとする。

- イ. 各会計年度前金払を行う。
- ロ. 初年度は前金払を行わない。
- ハ. 初年度に第2年度分を含め前金払を行う。

(10) 第41条関係

中間前金払を選択した場合における各会計年度の既済部分払（最終年度に係るもの）を除く。）は、その支払限度額に対応する既済部分の額が、当該支払限度額の10／9を超えた場合（可分の工事にあっては、当該支払限度額に達した場合）に請求することができる。

(11) 第52条関係

- 一 発注者と請負者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は本条(B)を削除し、協議が整わなかった場合は本条(A)を削除する。
- 二 本条(A)第2項又は本条(B)の管轄建設工事紛争審査会は、原則として請負者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 中部地方整備局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通知を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払ができる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内にできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に務めること。

（「建設産業における生産システム合理化指針」国土交通省中部地方整備局ホームページを参照（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>））

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事するもので、請負者と直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

三 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者を配置すること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

この場合において、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び受講修了証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に事務所長又は局の出張所長（以下「事務所長等」という。）に提出すること。

なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定期限を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- 一 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 三 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - 四 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 五 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 六 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプ トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - 七 一から六のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

共同企業体の適正な運営に関する留意事項

共同企業体及びその各構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努められたい。

- 1 前払金の取扱については、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるか決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業に対する前払金の支払については、平成10年11月19日付け建設省経入企発第26号「下請契約における代金支払の適正化等について」（以下「平成10年11月19日付け通知」という。）においても通知したとおり、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意志決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 3 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとすること。
なお、下請企業への支払については、平成10年11月19日付け通知のとおり、公共工事における完成払等発注者から現金による支払いがあったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。
- 4 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、代表者が脱退した場合及び代表者としての責務を果たせなくなった場合における代表者の権限の停止や代表者の変更等について、あらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。

現場説明書、説明事項、指導事項及び共同企業体の適正な運営に関する留意事項について

下記事項については、特に留意し指導事項については適正を期すこと。

(説明事項)

1について

入札日時・工期・支払条件等については、公告のとおりであり、入札参加者は、公告（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約心得）、工事請負契約書案、及び現場説明書を熟覧のうえ、入札に参加すること。

また、入札書（又は見積書）等の様式については変更があり、中部地方整備局のホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp>）「入札・契約情報」－「建設工事」－「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」－「契約時（様式13～36）」に掲載しているので、その様式を用いて入札に参加すること。

6の（5）について

工事代金が著しく増額した場合について

第34条中「著しく増額した場合」とは、請負代金額の30%以上又は4000万円以上とし、かつ残工期が2箇月以上ある場合とする。ただし国庫債務負担行為については、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読替える。

6の（8）～（10）について

国庫債務負担行為に基づく条項であり、単年度予算で行う場合は適用なし。

(指導事項)

- ① 建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- ② 建設業退職金共済制度の普及徹底に努めること。
- ③ 過積載による違法運行の防止等の指導に努めること。
- ④ その他指導事項についても、その旨遵守すること。